

茨木市特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条に基づく特定事業主行動計画（以下「特定事業主行動計画」という。）の策定・推進に関し、総合的な検討を行うため、茨木市特定事業主行動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 特定事業主行動計画（案）の策定に関すること。
- (2) 特定事業主行動計画（案）の推進に関すること。
- (3) その他特定事業主行動計画策定・推進に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長等)

第4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は総務部長の職にある者を、副委員長は人事課長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6 委員会は、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年2月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月31日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から実施する。

別表

総務部長 人事課長 こども政策課長 子育て支援課長 保育幼稚園総務課長 男女共生センター所長 議会事務局総務課長 消防本部総務課長 水道部総務課 長 教育委員会教育政策課長 同教職員課長 選挙管理委員会事務局長 公平委 員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長
--